

平成28年2月4日付け公共鹿第790号による取扱いの一部変更を反映させてあります。
※ 赤太字部分が変更箇所

公共鹿第682号
平成27年12月21日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

標準報酬制への移行に伴う休業給付の調整の取扱いについて (通知)

標準報酬制への移行に伴う平成27年10月1日以後の休業給付の制度改正について、平成27年9月25日付け公共鹿第508号「標準報酬制への移行に伴う短期給付制度の改正について」で通知したところですが、このたび、休業給付の調整について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切に処理して下さるようお願いいたします。

記

1 概要

勤務に服することができない日（以下「休業日」という。）において、給与（以下「報酬」という。）が支給される場合、傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、介護休業手当金及び育児休業手当金（以下「休業給付」という。）の1日当たりの給付額は、支給される報酬の日額を減額した額を支給する（下記の図1を参照）。

また、傷病手当金及び傷病手当金附加金については、同一の傷病を給付事由とする障害年金が支給される場合、1日当たりの給付額は、支給される障害年金の日額を減額した額を支給する（下記の図2を参照）。

詳細については、傷病手当金及び同附加金は2～4ページを、出産手当金及び休業手当金は4ページを、介護休業手当金は5ページを、また、育児休業手当金は6ページを参照のこと。

図1: 報酬との調整方法(休業給付に共通)

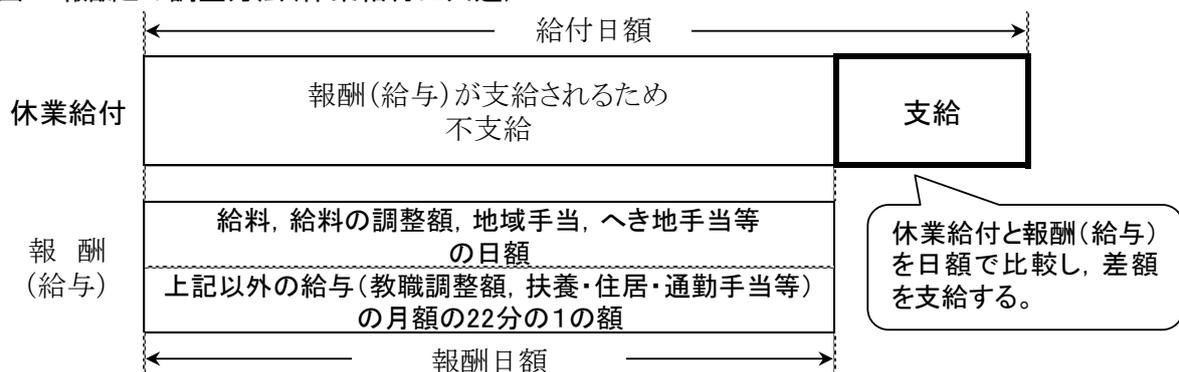
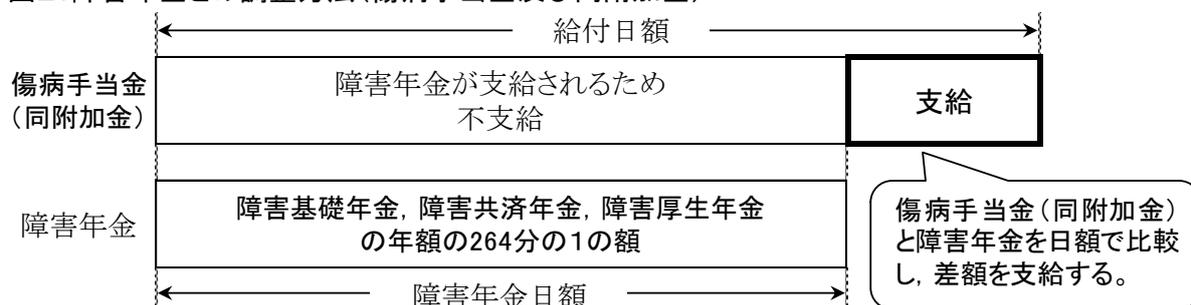


図2: 障害年金との調整方法(傷病手当金及び同附加金)



(注) 障害年金及び報酬が併給される場合は、両者の日額を比較して、いずれか高い額と給付日額の差額を支給する。

2 傷病手当金等の調整

(1) 報酬との調整

休業日において、報酬が支給される場合、1日当たりの傷病手当金又は傷病手当金附加金（以下「傷病手当金等」という。）は、次の算出方法により、減額した額を支給する。ただし、報酬日額が給付日額以上となるときは、支給しない（計算例は別紙1を参照）。

・算出方法

$$\text{減額調整後の給付日額} = \text{給付日額} (\ast 1) - \text{報酬日額} (\ast 2)$$

※1 給付日額は、次の計算式により算出する。

給付日額（1円未満四捨五入）

$$= \text{標準報酬日額} (\text{標準報酬月額} \text{の} 22 \text{分の} 1 \text{の額, } 10 \text{円未満四捨五入}) \times 2 / 3$$

※2 報酬日額は、休業日において支給された給与について、次の計算式により算出する。

報酬日額（1円未満切捨て）

$$\begin{aligned} & \text{①} \frac{\text{給料} + \text{給料の調整額} + \text{地域手当} + \text{特地勤務 (へき地) 手当} + \text{準特地勤務 (準へき地) 手当}}{\text{給与支給対象日数}} \\ & + \frac{\text{② 上記①以外の給与の総額}}{22 \text{日}} \end{aligned} \quad \ast \text{ ①, ②は小数点第2位未満切捨て}$$

(注) 1 休業した月の途中で給料の支給割合が変わる場合は、支給割合の異なる休業期間ごとに上記の計算式により報酬日額を算出する。

2 上記計算式の②における給与の額は、月額（支給割合が減じられる場合は、減じた後の月額）による。

3 月の途中から休業又は復職した場合、支給単位期間が1か月である通勤手当が、休業日を含めて月額で支給される（日割計算されない）ときは、当該月額を上記の計算式の②における給与に含める。

また、支給単位期間が複数月にわたる通勤手当が、休業日を含めて支給単位期間分一括して支給される（休業日の属する月について日割計算されない）ときは、次の計算式により1か月当たりの額を算出して、上記計算式の②における給与に含める。

$$\boxed{\text{支給単位期間における末月以外の月の額}} \quad (1 \text{円未満切捨て})$$

$$= \text{通勤手当支給額} \div \text{支給単位期間の月数}$$

$$\boxed{\text{支給単位期間の末月の額}}$$

$$= \text{通勤手当支給額} - \text{末月以外の月の額 (上記の額) の合計額}$$

※ 例えば、月の途中で無給休職から復職して、復職した月の通勤手当が休職日を含めて月額で支給される場合、平成27年9月以前は、復職した月の傷病手当金等について、当該通勤手当との調整は生じなかったが、平成27年10月以後は調整を要する。

4 次に掲げる報酬は、報酬日額算出の計算式における給与には含まない。

- ・ 毎月の給与以外の報酬（期末・勤勉手当，退職手当）
- ・ 休業日以外の日に対して支給された給与の追給又は戻入
- ・ 休業日以外の日の勤務実績に基づいて支給された報酬（時間外勤務手当，特殊勤務手当等）

(2) 障害年金との調整

休業日において、傷病手当金等と同一の傷病を給付事由とする障害基礎年金、障害共済年金又は障害厚生年金（以下「障害年金」という。）が支給される場合、1日当たりの傷病手当金等は、次の算出方法により、減額した額を支給する。ただし、障害年金日額が給付日額以上となるときは、支給しない（計算例は別紙1を参照）。

なお、障害年金及び報酬が併給される場合は、障害年金日額と報酬日額を比較して、報酬日額が障害年金日額を上回る場合は、給付日額から報酬日額を減額した額を給付する（前記(1)の調整方法により、減額した額を給付する。）。

・算出方法

減額調整後の給付日額 = 給付日額（※1） - 障害年金日額（※2）

※1 給付日額は、前記(1)の給付日額の計算式により算出する。

※2 障害年金日額は、次の計算式により算出する。

障害年金日額（1円未満切捨て（注）） = 障害年金の年額 ÷ 264

（注）平成27年9月25日付け公共鹿第508号で通知した障害年金日額の端数処理方法に誤りがあったので、上記のとおり改める（別紙2を参照）。

(3) 給付金請求等の手続

ア 給付期間の認定

給付金を請求しようとする組合員は、傷病手当金及び同附加金認定申請書〔整理番号23〕に、次に掲げる書類を添えて共済組合へ提出し、あらかじめ、給付期間の認定を受けること。

(ア) 休職辞令の写し

(イ) 医師の診断書（初診年月日、現在の病状、今後の見込み等が記載されていること。）

(ウ) 有給休職を開始した月及びその前月の給与の支給内訳書（各月の給与について、追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し

(エ) 障害年金又は障害手当金を受給している場合（受給権があり、受給予定である場合を含む。）は、受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し

（注）1 上記添付書類の写しについては、所属所長の原本証明を要する。

2 上記(ウ)の書類については、無給休職開始に伴い、給付事由となる傷病につき、初めて認定を受けようとする場合についても、有給休職期間等の期間において、支給された報酬との調整の有無を確認する必要があるので、提出を要する。

また、病気休暇期間中に報酬全体に占める割合が高い報酬が減額され、傷病手当金等が支給される場合は、上記(ウ)の書類に代えて、病気休暇を開始した月及びその前月の給与の支給内訳書（各月の給与について、追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明を要する。）を提出すること。

3 休業状況又は報酬の支給状況によっては、上記以外の確認書類の提出を求める場合がある。

イ 給付金の請求

上記アの給付期間の認定を受けた組合員は、休業月単位で、傷病手当金及び同附加金請求書〔整理番号24〕に、次に掲げる書類を添えて共済組合へ提出すること。

- (7) 当月の休業日において給与が支給された場合は、給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し
- (4) 障害年金又は障害手当金を受給している場合（受給権があり、受給予定である場合を含む。）、年金額が決定又は改定されたときは受給額（年金の場合は年額）が確認できる年金額決定・改定通知書等の写し

(注) 1 上記添付書類の写しについては、所属所長の原本証明を要する。

- 2 傷病手当金及び同附加金請求書の様式中に、新たに「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書」を設けたので、給与事務担当者の証明を受けて提出すること。ただし、月の全日にわたって給与が支給されない場合は、提出を要しない。

3 出産手当金及び休業手当金の調整

休業日において、報酬が支給される場合、1日当たりの出産手当金又は休業手当金は、次の(1)の算出方法により、減額した額を給付する。ただし、報酬日額が給付日額以上となる場合は、支給しない。

(1) 算出方法

減額調整後の給付日額 = 給付日額（※1）－ 報酬日額（※2）

※1 給付日額は、次の計算式により算出する。

給付日額（出産手当金は1円未満四捨五入、休業手当金は1円未満切捨て）
= 標準報酬日額（標準報酬月額²²分の1の額、10円未満四捨五入）× 給付割合
（給付割合は、出産手当金が³分の2、休業手当金が¹⁰⁰分の50）

※2 報酬日額の算出は、傷病手当金等と同様の方法による。

(2) 給付金の請求

給付金を請求しようとする組合員は、休業月単位で、出産手当金請求書〔整理番号25〕又は休業手当金請求書〔整理番号26〕に、次に掲げる書類を添えて共済組合へ提出すること。

ア 当月の休業日において給与が支給された場合は、給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し

イ 休業手当金の請求の場合は、給付事由に該当することに関する所属所長の証明書

(注) 1 上記添付書類アについては、所属所長の原本証明を要する。

- 2 出産手当金請求書及び休業手当金請求書の様式中に新たに「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書」を設けたので、給与事務担当者の証明を受けて提出すること。ただし、出産手当金については、休業日において給与が支給されない場合は、提出を要しない。

(3) 出産手当金の留意事項

出産手当金の対象となる産前産後の休業期間については、通常は特別休暇として給料が減額されないことから、実際に出産手当金が支給されるのは、給料以外の報酬で報酬全体に占める割合が高い報酬が減額され、報酬日額が給付日額を下回る場合又は退職後の給付の場合であること。

4 介護休業手当金の調整

休業日において、報酬が支給される場合、1日当たりの介護休業手当金は、次の(1)の算出方法により、減額した額を給付する。ただし、報酬日額が給付日額以上となるときは、支給しない(計算例は別紙1を参照)。

(1) 算出方法

減額調整後の給付日額 = 給付日額(※1) - 報酬日額(※2)

※1 給付日額は、次の計算式により算出する。

給付日額(1円未満切捨て)

= 標準報酬日額(標準報酬月額 \times 22分の1の額、10円未満四捨五入) \times 40/100

(注) 算出した額が、給付上限日額を超える場合は、給付上限日額を給付日額とする。

※2 報酬日額は、休業日において支給された給与について、次の計算式により算出する。

報酬日額(1円未満切捨て)

$$\begin{aligned} & \text{①} \frac{\text{②の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる給与の総額}}{\text{休業月の給与支給対象日数}} \\ & - \text{②} \text{地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額} \times 7.75 \text{時間} \\ & + \text{③} \frac{\text{②の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎とはならない給与の総額}}{22 \text{日}} \end{aligned}$$

※ ①, ②, ③は小数点第2位未満切捨て

(注) 1 上記計算式の①及び③において、算出基礎となる給与の額は、月額(減額して支給される場合は、減額前の月額)による。

2 上記計算式において、①-② \leq 0円となる場合は、①-②=0円として計算する。

3 月の途中から休業又は復帰した場合、**通勤手当については、休業日を含めた期間分が支給される(日割計算されない)ときは、支給単位期間にかかわらず、上記計算式の③における給与には含まない(調整の対象としない、傷病手当金等とは異なる。)**。

通勤手当以外で上記の計算式における給与には含まない報酬は、傷病手当金等と同様である。

(2) 給付金の請求

給付金を請求しようとする組合員は、休業月単位で、介護休業手当金請求書〔整理番号26-2〕に、次に掲げる書類を添えて共済組合へ提出すること。

ア 介護休暇承認簿の写し

イ 当月の介護休業日において支給された給与の支給内訳書(追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。)の写し

- (注) 1 上記添付書類の写しについては、所属所長の原本証明を要する。
2 介護休業手当金請求書の様式中に新たに「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書」を設けたので、給与事務担当者の証明を受けて提出すること。

5 育児休業手当金の調整

休業日において、報酬が支給される場合、1日当たりの育児休業手当金は、次の(1)の算出方法により、減額した額を給付する。ただし、報酬日額が給付日額以上となるときは、支給しない(計算例は別紙1を参照)。

(1) 算出方法

減額調整後の給付日額 = 給付日額(※1) - 報酬日額(※2)

※1 給付日額は、次の計算式により算出する。

給付日額(1円未満切捨て)

= 標準報酬日額(標準報酬月額)の22分の1の額、10円未満四捨五入) × 給付割合

(注) 給付割合は、育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間は100分の67、また181日以降の期間は100分の50である。

なお、算出した給付日額が給付上限日額を超える場合は、給付上限日額を給付日額とする。

※2 地方公務員の育児休業等に関する法律第4条第2項の規定に基づき、育児休業期間中は給与が支給されないため、基本的には育児休業手当金の減額調整は生じない。

なお、月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合、通勤手当については、休業日を含めた期間分が支給される(日割計算されない)ときは、調整の対象としない。

(2) (削除)

6 留意事項

- (1) 組合員は、報酬等との調整により休業給付を受けた後に給与改定や手当額の修正等により、さかのぼって報酬額に変動が生じたときは、速やかに共済組合へ申し出て、給付金の差額精算を受けること。
- (2) 組合員は、傷病手当金又は同附加金を受けた後にさかのぼって障害年金又は障害手当金の額が決定又は改定されたときは、速やかに共済組合へ申し出て、給付金の差額精算を受けること。
- (3) 平成27年10月以後の休業日に係る休業給付のうち、既に請求があったものについては、本取扱いにより、報酬又は障害年金との調整をした額を支給済みであること。

7 申請書等用紙の変更

「公立学校共済組合申請書等用紙」のうち、次の表に掲げる用紙を変更したので、当支部のホームページ（ホームページアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>）からダウンロードして取得すること。

なお、ホームページからの用紙取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡すること。

整理番号	用紙名	主な変更内容
20	育児休業手当金請求書 (新規分・変更分・再取得分)	<ul style="list-style-type: none"> 用紙1枚目の欄外注書3に添付書類を追記した。 用紙2枚目「別紙1」の欄外に注書を追記した。
23	傷病手当金及び同附加金認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬に係る記入欄を新たに設けた。 障害年金等の受給状況に係る記入欄を新たに設けた。
24	傷病手当金及び同附加金請求書	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬に係る記入欄を新たに設けた。
25	出産手当金請求書	<ul style="list-style-type: none"> 報酬等との調整を行うため、別紙として「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計書」を新たに設けた。 出産手当金請求書については、請求期間を暦月単位とした。
26	休業手当金請求書	
26-2	介護休業手当金請求書	

- (注) 1 用紙のデータ形式をエクセル形式へ変更し、当該データファイル内において、請求金額を一部自動で計算できるようにした。
- 2 変更後の用紙は、平成27年10月以後の休業日に係る請求について使用すること。

<p>問合せ先 年金給付係 担当 若松・川口・<small>かみのその</small>上之菌 電話 099-286-5220</p>
--

(別紙1) 休業給付において調整が生じる場合の計算例

※ 計算例は、県費組合員の給与を参考にしたものである。

1 傷病手当金の計算例

前提	病気休暇期間	平成27年7月17日～平成27年10月16日(3月)
	有給休職期間	平成27年10月17日～平成28年10月16日(1年)
	無給休職期間	平成28年10月17日～平成30年10月16日(2年)

【例1】有給休職(給料8割支給)期間に傷病手当金が一部支給される月の計算例

- ・10月病気休暇期間 平成27年10月1日～10月16日(給付日数 12日)
- ・10月有給休職期間 平成27年10月17日～10月31日(給付日数 10日)
- ・10月給与支給対象日数 22日(病気休暇期間12日, 有給休職期間10日)
- ・標準報酬月額 第29級 590,000円
- ・10月報酬(給与)の支給状況等は次の表のとおり ※ 端数処理の関係上, 実際の支給額とは異なる。

報酬(給与)種別	休業前の支給額(月額)	10月病気休暇期間の支給額	10月有給休職期間の支給額	備考	報酬日額①,②の算出に用いる率
給料	402,600円	219,600円	146,400円	有給休職期間8割支給	給与支給対象日数分の1
へき地手当(4級地)	87,640円	47,803円	—	休職期間支給なし	
準へき地手当	17,528円	9,560円	—	休職期間支給なし	
教職調整額	16,104円	8,784円	5,856円	有給休職期間8割支給	22分の1
扶養手当	19,500円	10,636円	7,090円		
住居手当	24,500円	13,363円	8,909円		
義務教育等教員特別手当	6,800円	3,709円	—		
通勤手当	6,700円	—	—	支給なし	
合計	581,372円	313,455円	168,255円		

報酬日額は、給料の支給割合の異なる休業期間(病気休暇期間, 有給休職期間)ごとに計算する。

【病気休暇期間の報酬額(報酬日額①の算定に係る報酬額)】 ※ 1円未満切捨て

- 給料 402,600円 × 12日 / 22日 = 219,600円
- へき地手当 87,640円 × 12日 / 22日 = 47,803円
- 準へき地手当 17,528円 × 12日 / 22日 = 9,560円

(病気休暇期間の報酬日額) ※ ①, ②は小数点第2位未満切捨て

- ① (給料+へき地手当+準へき地手当) ÷ 病気休暇期間の給与支給対象日数
= (219,600円 + 47,803円 + 9,560円) ÷ 12日 = 23,080.25円
- ② (教職調整額+扶養手当+住居手当+義務教育等教員特別手当) ÷ 22日
= (16,104円 + 19,500円 + 24,500円 + 6,800円) ÷ 22日 = 3,041.09円
- ①+② = 23,080.25円 + 3,041.09円 = 26,121円(1円未満切捨て)・・・A

②については、病気休暇又は有給休職期間中の給与支給対象日数にかかわらず、支給される報酬の月額(休職により支給割合が減じられる場合は、減じた後の月額)を22日で除して報酬日額を算出する。

【有給休職期間の報酬額(報酬日額①の算定に係る報酬額)】 ※ 1円未満切捨て

- 給料 402,600円 × 80/100(8割) × 10日 / 22日 = 146,400円

(有給休職期間の報酬日額) ※ ①, ②は小数点第2位未満切捨て

- ① (給料+へき地手当+準へき地手当) ÷ 有給休職期間の給与支給対象日数
= (146,400円 + 0円 + 0円) ÷ 10日 = 14,640円
- ② (教職調整額+扶養手当+住居手当) ÷ 22日
= (16,104円 × 80/100(8割) + 19,500円 × 80/100(8割) + 24,500円 × 80/100(8割)) ÷ 22日
= (12,883円(1円未満切捨て) + 15,600円 + 19,600円) ÷ 22日 = 2,185.59円
- ①+② = 14,640円 + 2,185.59円 = 16,825円(1円未満切捨て)・・・B

(給付日額)

- 標準報酬日額 = 標準報酬月額 590,000円 ÷ 22 = 26,820円(10円未満四捨五入)
- 給付日額 = 標準報酬日額 26,820円 × 2/3 = 17,880円・・・C

(傷病手当金支給額)

- ・病気休暇期間の支給額
報酬日額A > 給付日額C となるため支給なし
- ・有給休職期間の支給額
報酬日額B < 給付日額C となるため
(給付日額C - 報酬日額B) × 給付日数 = (17,880円 - 16,825円) × 10日 = 10,550円(10月休業分)

報酬全体に占める割合が高いへき地手当(準へき地手当を含む。)が、休職により支給停止となるため、有給休職中でも傷病手当金が一部支給される。
※ 下記の場合と比較

● 上記例において、へき地手当等(上記表の「」部分の手当)を受給していない場合

- ・標準報酬月額 第25級 470,000円
- (病気休暇期間の報酬日額) ①18,300円 + ②3,041.09円 = 21,341円(1円未満切捨て)・・・A
- (有給休職期間の報酬日額) ①14,640円 + ②2,185.59円 = 16,825円(1円未満切捨て)・・・B
- (給付日額) 14,240円・・・C
- (傷病手当金支給額)

- ・病気休暇期間の支給額
報酬日額A > 給付日額C となるため支給なし
 - ・有給休職期間の支給額
報酬日額B > 給付日額C となるため支給なし
- 10月休業分支給なし

【例1】における傷病手当金等の支給期間は、次の図のとおりである。



【例2】障害年金との調整により傷病手当金の一部支給される月の計算例

- ・障害基礎年金 (2級) 受給額 780,100円・・・日本年金機構から支給
- ・障害共済年金 (2級) 受給額 994,300円・・・共済組合から支給 (平成27年10月から在職停止解除)
- ・平成28年10月有給休職期間 平成28年10月1日～10月16日 (給付日数 10日)
- ・平成28年10月無給休職期間 平成28年10月17日～10月31日 (給付日数 11日)
- ・平成28年10月給与支給対象日数 21日 (有給休職期間10日, 無給休職期間11日)
- ・標準報酬月額 第29級 590,000円
- ・平成28年10月報酬 (給与) の支給状況は次の表のとおり

報酬 (給与) 種別	休業前の支給額 (月額)	平成28年10月有給休職期間の支給額	備考	報酬日額①,②の算出に用いる率
給料	402,600 円	153,371 円	有給休職期間8割支給	給与支給対象日数分の1
へき地手当 (4級地)	87,640 円	—	休職期間支給なし	
準へき地手当	17,528 円	—		
教職調整額	16,104 円	6,134 円	有給休職期間8割支給	22分の1
扶養手当	19,500 円	7,428 円		
住居手当	24,500 円	9,333 円		
義務教育等教員特別手当	6,800 円	—	休職期間支給なし	
通勤手当	6,700 円	—	支給なし	
合計	581,372 円	176,266 円		

報酬日額は、給料の支給割合の異なる休業期間ごとに計算する。

【有給休職期間の報酬額 (報酬日額①の算定に係る報酬額)】 ※ 1円未満切捨て

給料 402,600円 × 80/100 (8割) × 10日 / 21日 = 153,371円

(有給休職期間の報酬日額) ※ ①, ②は小数点第2位未満切捨て

① (給料 + へき地手当 + 準へき地手当) ÷ 有給休職期間の給与支給対象日数
= (153,371円 + 0円 + 0円) ÷ 10日 = 15,337.10円

② (教職調整額 + 扶養手当 + 住居手当) ÷ 22日

= (16,104円 × 80/100 (8割) + 19,500円 × 80/100 (8割) + 24,500円 × 80/100 (8割)) ÷ 22日
= (12,883円 (1円未満切捨て) + 15,600円 + 19,600円) ÷ 22日 = 2,185.59円

① + ② = 15,337.10円 + 2,185.59円 = 17,522円 (1円未満切捨て)・・・A

(無給休職期間の報酬日額) 給与が支給されないため 0円・・・B

(給付日額)

標準報酬日額 = 標準報酬月額 590,000円 ÷ 22 = 26,820円 (10円未満四捨五入)

給付日額 = 標準報酬日額 26,820円 × 2/3 = 17,880円・・・C

(障害年金日額)

(障害基礎年金 780,100円 + 障害共済年金 994,300円) ÷ 264
= 1,774,400円 ÷ 264 = 6,721円 (1円未満切捨て)・・・D

(傷病手当金支給額)

- ・有給休職期間の支給額 ※ 障害年金と報酬を併給している期間

障害年金日額D < 報酬日額A となるため、報酬日額Aを給付日額Cと比較する。

報酬日額A < 給付日額C となるため

$$(給付日額C - 報酬日額A) \times 給付日数 = (17,880円 - 17,522円) \times 10日 = 3,580円 \dots \textcircled{ア}$$

- ・無給休職期間の支給額

障害年金日額D < 給付日額C となるため

$$(給付日額C - 障害年金日額D) \times 給付日数 = (17,880円 - 6,721円) \times 11日 = 122,749円 \dots \textcircled{イ}$$

$$\textcircled{ア} + \textcircled{イ} = 3,580円 + 122,749円 = 126,329円 (平成28年10月休業分)$$

障害年金と報酬を併給している期間は、障害年金日額と報酬日額を比較して、いずれか高い額をもって、傷病手当金等の給付日額の減額調整を行う。

2 介護休業手当金の計算例

前提 介護休暇期間 平成27年10月9日～平成28年1月8日 (3月)

【例】月の途中から介護休暇を取得したときの初月の計算例

- ・10月介護休暇期間 平成27年10月9日～10月31日 (給付日数15日 ※ 週休日及び休日を除いた日)
- ・10月給与支給対象日数 22日
- ・標準報酬月額 第25級 470,000円
- ・10月報酬(給与)の支給状況等は次の表のとおり

報酬(給与)種別	休業前の支給額(月額)	10月介護休暇期間の支給額	備考	報酬日額①、③の算出に用いる率
給料	○ 409,600円	105,564円	勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額	給与支給対象日数分の1
給料の調整額	○ 11,000円	2,880円		
教職調整額	16,384円	16,384円	減額なし	22分の1
扶養手当	11,500円	11,500円		
通勤手当 (支給単位期間1か月)	20,100円	20,100円		
義務教育等教員特別手当	6,900円	6,900円		
合計	475,484円	163,328円		

※ ○は勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる給与額

(介護休暇期間の報酬日額) ※ ①、②、③は小数点第2位未満切捨て

① (②の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる給与の総額) ÷ 10月給与支給対象日数

$$= (給料 + 給料の調整額) \div 22日$$

$$= (409,600円 + 11,000円) \div 22日 = 19,118.18円$$

② 勤務1時間当たりの給与額 ※ 地方公共団体等が給与条例等で定める額

$$= (給料 + 給料の調整額) \times 12 \div (38.75時間 \times 52 - 7.75時間 \times 18)$$

$$= (409,600円 + 11,000円) \times 12 \div 1875.5時間 = 2,691円 (1円未満四捨五入)$$

$$2,691円 \times 7.75時間 = 20,855.25円$$

③ (②の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎とはならない給与の総額) ÷ 22日

$$= (教職調整額 + 扶養手当 + 義務教育等教員特別手当) \div 22日$$

$$= (16,384円 + 11,500円 + 6,900円) \div 22日 = 1,581.09円$$

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} + \textcircled{3} = (19,118.18円 - 20,855.25円 < 0円のため0円) + 1,581.09円 = 1,581円 (1円未満切捨て)$$

(給付日額)

標準報酬日額 = 標準報酬月額 470,000円 ÷ 22 = 21,360円 (10円未満四捨五入)

給付日額 = 標準報酬日額 21,360円 × 40 / 100 = 8,544円 → 給付上限日額 7,750円とする。

(介護休業手当金支給額)

$$(給付日額 - 報酬日額) \times 給付日数 = (7,750円 - 1,581円) \times 15日 = 92,535円 (10月休業分)$$

【月の途中から介護休暇を取得又は復帰した場合の通勤手当の取扱い】
通勤手当が、介護休暇日を含めた期間分支給される(日割計算されない)ときは、調整の対象としない(上記計算式③)。

3 育児手当金の計算例

前提 育児休業取得者 **男性組合員**

育児休業の対象となる子が1歳に達する日 平成28年7月27日

育児休業期間 平成27年11月26日～平成28年3月31日

【例】男性組合員が月の途中から育児休業を取得したときの初月の計算例

・11月育児休業期間 平成27年11月26日～11月30日(給付日数 3日)

・標準報酬月額 第21級 360,000円

・11月報酬(給与)の支給状況等は次の表のとおり

報酬(給与)種別	休業前の支給額(月額)	11月育児休業期間の支給額	備考	報酬日額①, ②の算出に用いる率
給料	303,000 円	—	育休期間支給なし	給与支給対象日数分の1 22分の1
教職調整額	12,120 円	—	育休期間支給なし	
扶養手当	6,500 円	—		
住居手当	27,000 円	—		
通勤手当 (支給単位期間1か月)	10,200 円	10,200 円	減額なし	
義務教育等教員特別手当	4,300 円	—	育休期間支給なし	
合計	363,120 円	10,200 円		

(育児休業期間の報酬日額) ※ ①, ②は小数点第2位未満切捨て

① 給料が支給されないため 0円

② 通勤手当が、育児休業日を含めて月額で支給されるときは、調整の対象とはしないため 0円

①+②=0円 したがって、報酬との調整は生じない。

(給付日額)

標準報酬日額 = 標準報酬月額 360,000円 ÷ 22 = 16,360円 (10円未満四捨五入)

給付日額 = 標準報酬日額 16,360円 × 67 / 100 = 10,961円 (1円未満切捨て)

(育児休業手当金支給額)

(給付日額 - 報酬日額) × 給付日数 = 10,961円 × 3日 = **32,883円** (11月休業分)

【月の途中から育児休業を取得又は復帰した場合の通勤手当の取扱い】

通勤手当が、育児休業日を含めた期間分が支給された(日割計算されない)ときは、調整の対象としない(上記計算式②)。

※ 育児休業手当金において、報酬との調整が生じる例として、具体的に想定しているものはない。

(別紙2) 平成27年9月25日付け公共鹿第508号の正誤表

(傍線部分は訂正部分)

(正)	(誤)
<p>1 (略)</p> <p>2 傷病手当金等の調整</p> <p>(1) 障害を給付事由とする年金等との調整</p> <p>ア 調整方法</p> <p>(ア) 障害年金との調整方法</p> <p>傷病手当金等の給付日額（1円未満の端数は四捨五入）から障害年金の日額（全ての障害年金額を264で除して得た額，1円未満の端数は<u>切捨て</u>）を減額した額を支給する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>表：傷病手当金等の障害を給付事由とする年金等との調整 (略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 障害年金の日額は全ての障害年金額の264分の1の額（1円未満<u>切捨て</u>）</p> <p>※3, 4 (略)</p> <p>イ, ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 併給する障害年金及び報酬との調整</p> <p>表：傷病手当金等の障害年金又は報酬との調整（平成27年10月休業分から）(略)</p> <p>※ 年金日額は，障害共済年金，障害厚生年金，障害基礎年金の額の264分の1の額（1円未満<u>切捨て</u>）</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>3, 4 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 傷病手当金等の調整</p> <p>(1) 障害を給付事由とする年金等との調整</p> <p>ア 調整方法</p> <p>(ア) 障害年金との調整方法</p> <p>傷病手当金等の給付日額（1円未満の端数は四捨五入）から障害年金の日額（全ての障害年金額を264で除して得た額，1円未満の端数は<u>四捨五入</u>）を減額した額を支給する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>表：傷病手当金等の障害を給付事由とする年金等との調整 (略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 障害年金の日額は全ての障害年金額の264分の1の額（1円未満<u>四捨五入</u>）</p> <p>※3, 4 (略)</p> <p>イ, ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 併給する障害年金及び報酬との調整</p> <p>表：傷病手当金等の障害年金又は報酬との調整（平成27年10月休業分から）(略)</p> <p>※ 年金日額は，障害共済年金，障害厚生年金，障害基礎年金の額の264分の1の額（1円未満<u>四捨五入</u>）</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>3, 4 (略)</p>